

# 石川県電気・ガス価格高騰 緊急対策支援金 よくあるご質問

よくあるご質問では、電気・ガス価格高騰緊急対策支援金のことを「支援金」、電気・ガス価格高騰緊急対策支援金申請受付要項のことを「要項」と記載しております。

## 内容

|                                                                                                                      |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 1. 支援金の対象となる事業者について                                                                                                  | 4 |
| Q 1. どのような事業者が支援金の対象となりますか。                                                                                          | 4 |
| Q 2. 個人事業主ですが、事業規模に関する定めはありますか。                                                                                      | 4 |
| Q 3. 中小企業基本法上の「製造業、建設業、運輸業その他の業種」、「卸売業」、「サービス業」、「小売業」のうち、どの業種にあたるか判断する方法を教えてください。また、別業種の複数の事業を持つ場合は、どのように判断すればよいですか。 | 4 |
| Q 4. 社会福祉法人、医療法人、NPO法人は、支援金の対象となりますか。                                                                                | 4 |
| Q 5. 農業法人は、支援金の対象となりますか。                                                                                             | 4 |
| Q 6. 本社が石川県外にありますが、石川県内に事業所がある場合は、支援金の対象となりますか。                                                                      | 5 |
| Q 7. 支援対象期間中（2025年3月まで）に廃業しましたが、支援金を申請することはできませんか？                                                                   | 5 |
| Q 8. 倒産、廃業はしていませんが、現在事業を停止しています。支援金の交付対象となりますか？                                                                      | 5 |
| Q 9. 支援対象期間中（2025年3月まで）に創業しましたが、支援金を申請することはできませんか？                                                                   | 5 |
| Q 10. 創業日の定義を教えてください。                                                                                                | 5 |
| Q 11. 前回の支援金にて、支援金を受給しましたが、今回の支援金も申請できますか？                                                                           | 5 |
| 2. 支援金の申請について【共通】                                                                                                    | 6 |
| Q 1. 高圧電力、特別高圧電力の契約について、新電力会社との契約は対象となりますか。                                                                          | 6 |
| Q 2. 県内外に複数の事業所を経営しているため、電気やガスの契約が複数あり、その契約内容も様々です。支援金額算定にあたって、電気・ガスの使用量を参照する際には、全ての事業所における電気・ガス使用量を合計すればよいですか。      | 6 |
| Q 3. 支援金の支給が決定した場合、通知は送られてきますか。                                                                                      | 6 |
| Q 4. 支援対象期間中に契約会社をA社からB社に切り替えました。この場合、支援金の申請は可能ですか。                                                                  | 6 |
| Q 5. 申請は事業所単位で行えますか？                                                                                                 | 6 |
| Q 6. 電気・ガス料金の請求書を紛失してしまいました。請求書の代わりになる書類はありますか。                                                                      | 6 |
| 3. 支援金の申請について（高圧電力）                                                                                                  | 7 |
| Q 1. 「高圧電力、特別高圧電力の契約」について、新電力会社との契約は対象となりますか。                                                                        | 7 |
| Q 2. 令和7年3月15日まで高圧電力契約をしていたが、3月16日から支援対象外の低圧電力契約に切り替えた。この場合、令和7年1月～3月15日までの高圧電力の使用分は支援対象になりますか？                      | 7 |
| Q 3. 令和7年3月15日まで支援対象外の低圧電力契約をしていたが、3月16日から高圧電力契約に切り替えました。この場合、令和7年3月16日以降の高圧電力の使用分は支援対象になりますか？                       | 7 |
| Q 4. いしかわ事業者版環境ISO又はいしかわ工場・施設版環境ISOの登録申請又は省エネルギー診断、省エネ最適化診断、省エネお助け隊の診断の受診はどこに申請すればよいですか？                             | 7 |
| Q 5. いしかわ事業者版環境ISO又はいしかわ工場・施設版環境ISOの登録又は過去3年以内の省エネルギー診断の受診を行っていないければ申請は行えませんか？                                       | 7 |
| Q 6. 申請要件である「売上高に対する電気代」の算出にあたって、売上高及び電気代はどのように算出すればよいですか？                                                           | 8 |
| Q 7. 申請要件である「売上高に対する電気代」の算出にあたって、電気代には低圧電力契約及び特別高圧電力契約も含まれますか？                                                       | 8 |
| Q 8. 申請要件である「売上高に対する電気代」の算出について、前回の支援金を受給した申請者は改めて今回の支援金でも割合を算出しなければならないのですか？                                        | 8 |
| Q 9. 申請要件である「売上高に対する電気代」について、県外にも事業所がありますが、当該事業所に係る高圧電力契約に係る電気代も対象要件の算定に含めてよいですか？                                    | 8 |
| Q 10. 申請要件である「売上高に対する電気代」について、県外事業所の売上高は算出に含めればよいでしょうか？                                                              | 8 |
| Q 11. 県内の市町から電力高騰の支援金を受給した場合は、本支援金の対象となりますか。                                                                         | 8 |
| Q 12. 支援対象期間中（2025年3月まで）に創業したのですが、売上に占める電気代はどのように算定すればよいですか？                                                         | 8 |
| 4. 支援金の申請について（特別高圧電力）                                                                                                | 9 |

|                                                                                                                                                       |           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| Q 1. 特別高圧電力とは何ですか。.....                                                                                                                               | 9         |
| Q 2. 高圧電力、特別高圧電力の契約について、新電力会社との契約は対象となりますか。（再掲）..                                                                                                     | 9         |
| Q 3. 令和7年3月15日まで特別高圧電力契約をしていたが、3月16日から高圧電力の契約に切り替えた。この場合、令和7年1～3月15日までの特別高圧電力の使用分は支援対象になりますか？..                                                       | 9         |
| Q 4. 令和7年3月15日まで高圧電力契約をしていたが、3月16日から特別高圧電力の契約に切り替えた。この場合、令和7年3月16日以降の特別高圧電力の使用分は支援対象になりますか？.....                                                      | 9         |
| Q 5. 自家発電設備の保守点検等のために特別高圧電力を契約しています。普段は特別高圧電力の使用はありませんが、支援の対象になりますか。.....                                                                             | 9         |
| Q 6. 国や自治体などの公的機関が所有する施設の管理運営を行っている中小企業者が、その施設の特別高圧電力の受電契約をしている場合は対象となりますか？.....                                                                      | 9         |
| Q 7. 特別高圧の契約をしています。2024年8月から2025年3月は電気の使用がなく、基本料金しか発生していない場合でも申請できますか？.....                                                                           | 9         |
| Q 8. 県内の市町から電力高騰の支援金を受給した場合は、本支援金の対象となりますか。（再掲）..                                                                                                     | 9         |
| Q 9. テナントについて、入居する施設が支援対象となる特別高圧電力を受電しているかが分かりません。.....                                                                                               | 9         |
| Q 10. テナントについて、テナントに検針メーターがないため電力使用量が分かりません。申請はできるのでしょうか？.....                                                                                        | 10        |
| Q 11. テナントについて、県内の商業施設等に複数店舗を展開していますが、テナント毎に申請を行なえばよいのでしょうか。.....                                                                                     | 10        |
| Q 12. テナントについて、入居する特定施設との契約書や請求明細書等に電気料金についての記載がない場合は、支援の対象外となりますか。.....                                                                              | 10        |
| Q 13. テナントについて、支援対象期間中に特別高圧を受電する施設に入りました。支援対象となるのでしょうか？.....                                                                                          | 10        |
| Q 14. テナントについて、支援対象期間中に閉店しました。（特別高圧を受電する施設から退去はしていない）支援対象となるのでしょうか？.....                                                                              | 10        |
| Q 16. テナントが入居する施設ですが、管理者が電気料金を負担している場合は給付対象になりますか？.....                                                                                               | 10        |
| Q 17. テナントが入居する施設ですが、共用部分などの特別高圧電力料金を区分所有者で按分して負担している場合、申請主体はどうなりますか？.....                                                                            | 10        |
| Q 18. テナントが入居する施設ですが、テナント毎の小メーターがないため、テナント分も含めて支援金を申請しました。県からの支援金を活用して施設内や組合員の中小企業者に対し行う負担軽減の方法について、指定はありますか。.....                                    | 10        |
| <b>5. 支援金の申請について（工業用LPガス）.....</b>                                                                                                                    | <b>11</b> |
| Q 1. 工業用LPガスとは、どのようなものを指しますか。.....                                                                                                                    | 11        |
| Q 2. 工業用LPガスを使っていますが、ガスメーターで毎月の使用量を計測し、その使用量（単位：m <sup>3</sup> ）に応じて料金を支払っている分と、購入量（単位：kg）に応じて料金を支払っている分とがあります。この場合、工業用LPガスの購入量はどのように計算すればよいですか。..... | 11        |
| Q 3. 工業用LPガスの契約について、県外の事業所における工業用LPガスの使用分（購入分）は対象となりますか。.....                                                                                         | 11        |
| Q 4. 令和7年3月15日まで工業用LPガス契約をしていたが、3月16日から契約を解除した。この場合、令和7年1月～3月15日までの工業用LPガスの使用分は支援対象になるのか？.....                                                        | 11        |
| <b>（別表）業種に係る対応表.....</b>                                                                                                                              | <b>12</b> |

## 1. 支援金の対象となる事業者について

(要項で定める申請要件全てを満たしていることが条件です。)

Q 1. どのような事業者が支援金の対象となりますか。

A 1. 中小企業基本法第2条第1項に規定される会社および個人が対象となります。また、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定するもののうち、下表にある組合等も対象となります。

【中小企業基本法第2条第1項に規定される会社および個人】

| 業種分類                        | 定義（下記のいずれかを満たすこと）                                        |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------|
| ①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く) | ・ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社<br>・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社および個人  |
| ②卸売業                        | ・ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社<br>・ 常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人  |
| ③サービス業                      | ・ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社<br>・ 常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人 |
| ④小売業                        | ・ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社<br>・ 常時使用する従業員の数が50人以下の会社および個人  |

【中小企業等経営強化法第2条第1項される中小企業団体】

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、  
商工組合連合会 等（申請受付要項に詳細記載）

Q 2. 個人事業主ですが、事業規模に関する定めはありますか

A 2. 個人事業主の場合は、常時使用する従業員数が、業種ごとに一定数以下の場合、中小企業者となります。

Q 3. 中小企業基本法上の「製造業、建設業、運輸業その他の業種」、「卸売業」、「サービス業」、「小売業」のうち、どの業種にあたるか判断する方法を教えてください。また、別業種の複数の事業を持つ場合は、どのように判断すればよいですか。

A 3. 日本標準産業分類(※1)においてどの業種に該当するかを確認のうえ、『よくあるご質問 別表1』の業種に係る対応表から、中小企業基本法上のどの業種に該当するかをご確認ください。また、別業種の複数の事業を持つ場合は、事業者全体としての「主たる事業」に該当する業種で判断してください。

※1 下記URLの総務省が所管する日本標準産業分類をご覧いただき、分類項目名、説明及び内容例示からの分類にあてはまるかをご確認ください。

[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_03000023.html](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html)

(総務省WEB サイト)

Q 4. 社会福祉法人、医療法人、NPO法人は、支援金の対象となりますか。

A 4. 社会福祉法人、医療法人、NPO法人は、中小企業基本法上の「会社」に該当しないと解されますので、今回の支援金の対象となりません。また、社団法人、財団法人、学校法人、任意の団体（人格なき社団）等も同様の解釈により対象となりません。

Q 5. 農業法人は、支援金の対象となりますか。

A 5. 農業法人のうち、会社法上の株式会社等に関し、中小企業基本法上の「会社」に該当すると解されま

すので、今回の支援金の対象となります。

Q 6. 本社が石川県外にあります、石川県内に事業所がある場合は、支援金の対象となりますか。

A 6. 給付の対象となります。

Q 7. 支援対象期間中（2025年3月まで）に廃業しましたが、支援金を申請することはできませんか？

A 7. 申請日において倒産、廃業していない場合に限り、廃業前の高圧電力/特別高圧電力/工業用L P ガスを使用していた期間について申請を行うことができます。なお、払込日に倒産、廃業している場合、お支払いができなくなりますので、ご注意ください。

Q 8. 倒産、廃業はしていませんが、現在事業を停止しています。支援金の交付対象となりますか？

A 8. 2024年8月1日時点で事業活動を行っている必要があります。

Q 9. 支援対象期間中（2025年3月まで）に創業しましたが、支援金を申請することはできませんか？

A 9. 支援対象期間中に高圧電力/特別高圧電力/工業用L P ガスの使用実績があれば対象となります。

Q 10. 創業日の定義を教えてください。

A 10. 法人の場合は、法人設立届出書の設立年月日に記載の日付を創業日とします。また個人事業主の方の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の開業・廃業等日に記載の日付を創業日とします。

Q 11. 前回の支援金にて、支援金を受給しましたが、今回の支援金も申請できますか？

A 11. 申請いただけます。補助対象期間が前回の支援金と異なりますので、ご確認ください。

## 2. 支援金の申請について【共通】

Q 1. 高圧電力、特別高圧電力の契約について、新電力会社との契約は対象となりますか。

A 1. 対象となります。

Q 2. 県内外に複数の事業所を経営しているため、電気やガスの契約が複数あり、その契約内容も様々です。支援金額算定にあたって、電気・ガスの使用量を参照する際には、全ての事業所における電気・ガス使用量を合計すればよいですか。

A 2. 支援金額算定（電気・ガス使用量×単価）においては、県内の事業所における高圧電力、特別高圧電力、工業用のガスの契約に関する電気・ガス使用量のみ参照してください。

また、添付資料には、契約種別（電気の場合のみ）、請求月、請求金額、使用量（または購入量）が分かる箇所に必ず○を付けてください。

Q 3. 支援金の支給が決定した場合、通知は送られてきますか。

A 3. 支援金の支給を決定した場合は、振込をもって通知に代えさせていただきます。通知を送付することはありません。

Q 4. 支援対象期間中に契約会社をA社からB社に切り替えました。この場合、支援金の申請は可能ですか。

A 4. 今回の支援金において、電気・ガス料金を計算する際に対象となる契約（県内の事業所における高圧電力、特別高圧電力、工業用ガスの契約）について、契約会社は問いませんので、上記の場合、支援金の申請は可能です。

Q 5. 申請は事業所単位で行えますか？

A 5. 法人又は個人事業主単位で申請いただくことになります。

Q 6. 電気・ガス料金の請求書を紛失してしまいました。請求書の代わりになる書類はありますか。

A 6. 次のような方法で請求書に記載されている情報を確認することができますので、添付書類として提出してください。なお、新電力会社や工業用のガス会社と契約している場合は、各契約会社へご確認してください。

### 【電気料金について参考】

[北陸電力株式会社と契約している場合]

見エールサービス (<https://www.rikuden.co.jp/miyell/>)

※上記サービスの利用方法については、電力会社にお問い合わせください。

### 3. 支援金の申請について（高圧電力）

Q 1. 「高圧電力、特別高圧電力の契約」について、新電力会社との契約は対象となりますか。

A 1. 対象となります。

Q 2. 令和 7 年 3 月 1 5 日まで高圧電力契約をしていたが、3 月 1 6 日から支援対象外の低圧電力契約に切り替えた。この場合、令和 7 年 1 月～3 月 1 5 日までの高圧電力の使用分は支援対象になりますか？

A 2. 対象となります。

Q 3. 令和 7 年 3 月 1 5 日まで支援対象外の低圧電力契約をしていたが、3 月 1 6 日から高圧電力契約に切り替えました。この場合、令和 7 年 3 月 1 6 日以降の高圧電力の使用分は支援対象になりますか？

A 3. 対象となります。

Q 4. いしかわ事業者版環境 ISO 又はいしかわ工場・施設版環境 ISO の登録申請又は省エネルギー診断、省エネ最適化診断、省エネお助け隊の診断の受診はどこに申請すればよいですか？

A 4. 下記窓口にて受付しております

【いしかわ事業者版環境 ISO 又はいしかわ工場・施設版環境 ISO】  
公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議  
〒920-8203 金沢市鞍月 2 丁目 1 番地 いしかわエコハウス内  
Mail : [info@eco-partner.net](mailto:info@eco-partner.net) <https://www.eco-partner.net/>

【省エネルギー診断】  
<https://shoeneshindan.jp/>（一般社団法人環境共創イニシアチブ HP）  
「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費」  
（中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業）

【省エネ最適化診断】  
<https://www.shindan-net.jp/service/shindan>  
（一般財団法人省エネルギーセンター HP）  
「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費」（地域エネルギー利用最適化取組支援事業）

【省エネお助け隊の診断】  
<https://www.shoene-portal.jp/>（一般社団法人環境共創イニシアチブ HP）  
「地域プラットフォーム構築事業」

Q 5. いしかわ事業者版環境 ISO 又はいしかわ工場・施設版環境 ISO の登録又は過去 3 年以内の省エネルギー診断の受診を行っていないければ申請は行えませんか？

A 5. 申請時点で、いしかわ事業者版環境 ISO 又はいしかわ工場・施設版環境 ISO の登録申請又は省エネルギー診断の申込、省エネ最適化診断の申込、省エネお助け隊の診断の申込が完了していれば申請いただけます。申請の際は、「高圧電力契約の支援金申請要件に係る誓約書」（様式 5）を添付してください。事業が完了した際には、事務局まで書類のご提出をお願いします。

ただし、前回の高圧電力に係る支援金を受給したにも関わらず、「いしかわ事業者版/工場・施設版環境 ISO」の登録証の写しもしくは省エネルギー診断等を受診したことが分かる書類を提出できていない方で、今回の支援金の申請をされる方には、様式 5 の誓約書ではなく、「高圧電力契約の支援金申請要件に係る理由書」（様式 4）をご提出いただきます。

Q 6. 申請要件である「売上高に対する電気代」の算出にあたって、売上高及び電気代はどのように算出すればよいですか？

A 6. 売上高については、申請時点における直近決算書※個人事業主の場合、確定申告書における売上高、電気代については、令和4年1月から令和7年3月の期間における連続した任意12か月間の電気代を参照して下さい。

Q 7. 申請要件である「売上高に対する電気代」の算出にあたって、電気代には低圧電力契約及び特別高圧電力契約も含まれますか？

A 7. 高圧電力のみで算出してください。

Q 8. 申請要件である「売上高に対する電気代」の算出について、前回の支援金を受給した申請者は改めて今回の支援金でも割合を算出しなければならないのですか？

A 8. 前回の支援金を受給した申請者は、改めての算出は不要です。  
ただし、Q 6における算出の対象期間において「売上高に対する電気代」の割合が前回の支援金申請の際から変更（3.5%から7%未満 → 7%以上に上昇）される場合は、算出してください。

Q 9. 申請要件である「売上高に対する電気代」について、県外にも事業所がありますが、当該事業所に係る高圧電力契約に係る電気代も対象要件の算定に含めてよいですか？

A 9. ご認識のとおりです。

Q 10. 申請要件である「売上高に対する電気代」について、県外事業所の売上高は算出に含めればよいでしょうか？

A 10. ご認識のとおりです。県外事業所の売上高を含めてください。

Q 11. 県内の市町から電力高騰の支援金を受給した場合は、本支援金の対象となりますか。

A 11. 県内の市町の電力高騰関係の支援金を受給していても対象となります。

Q 12. 支援対象期間中（2025年3月まで）に創業したのですが、売上に占める電気代はどのように算定すればよいですか？

A 12. 創業された月を含む2025年3月までの売上高及び電気代を用いて算定してください。売上高にあつては、創業した月からの売上台帳等月ごとの売り上げを証明できるものをご提出ください。

## 4. 支援金の申請について（特別高圧電力）

Q 1. 特別高圧電力とは何ですか。

A 1. 供給電圧が7,000V以上の電力です（例えば、大型商業施設、工業団地等）  
特別高圧を受電している施設は、自社で受変電設備（キュービクル）を設置しているほか、電気主任技術者による定期的な保安点検を実施しています。

Q 2. 高圧電力、特別高圧電力の契約について、新電力会社との契約は対象となりますか。（再掲）

A 2. 対象となります。

Q 3. 令和7年3月15日まで特別高圧電力契約をしていたが、3月16日から高圧電力の契約に切り替えた。この場合、令和7年1～3月15日までの特別高圧電力の使用分は支援対象になりますか？

A 3. 対象となります。

Q 4. 令和7年3月15日まで高圧電力契約をしていたが、3月16日から特別高圧電力の契約に切り替えた。この場合、令和7年3月16日以降の特別高圧電力の使用分は支援対象になりますか？

A 4. 対象となります。

Q 5. 自家発電設備の保守点検等のために特別高圧電力を契約しています。普段は特別高圧電力の使用はありませんが、支援の対象になりますか。

A 5. 支給対象期間内に電力を使用し、電力量料金の負担が発生していれば、支援の対象になります。電力の使用が無い場合は、支援の対象になりません。

Q 6. 国や自治体などの公的機関が所有する施設の管理運営を行っている中小企業者が、その施設の特別高圧電力の受電契約をしている場合は対象となりますか？

A 6. 本支援金の対象外です。なお、施設内にある自社の事務所等において、自らが使用し、負担している電力使用量分については、特別高圧電力受電施設の入居事業者としての支給要件を満たせば対象となります。

Q 7. 特別高圧の契約をしています。2024年8月から2025年3月は電気の使用がなく、基本料金しか発生していない場合でも申請できますか？

A 7. 本支援金は、電力の使用実績（使用量）に応じて支援金額を算定し、交付するものとなっていますので、使用実績がない場合は対象外です。

Q 8. 県内の市町から電力高騰の支援金を受給した場合は、本支援金の対象となりますか。（再掲）

A 8. 県内の市町の電力高騰関係の支援金を受給していても対象となります。

Q 9. テナントについて、入居する施設が支援対象となる特別高圧電力を受電しているかが分かりません。

A 9. 事務局までお問い合わせください。入居する施設に確認のうえ、ご連絡差し上げます。  
※施設内の混乱を避けるため、なるべく事務局までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

Q 10. テナントについて、テナントに検針メーターがないため電力使用量が分かりません。申請はできるのでしょうか？

A 10. 本事業は電気使用量に応じた単価を給付する事業のため、申請いただけません。

Q 11. テナントについて、県内の商業施設等に複数店舗を展開していますが、テナント毎に申請を行えばよいのでしょうか。

A 11. 事業者単位での申請をお願いします。同系列の各テナントが個々に申請することはできません。テナントを運営する事業者において複数店舗分を取りまとめの上、申請してください。

Q 12. テナントについて、入居する特定施設との契約書や請求明細書等に電気料金についての記載がない場合は、支援の対象外となりますか。

A 12. 電気料金を負担されている事実が契約書や請求明細書等の書面で確認できない場合は、支援の対象外となります。

Q 13. テナントについて、支援対象期間中に特別高圧を受電する施設に入りました。支援対象となるのでしょうか？

A 13. 対象となります。例えば、令和7年1月から入居した場合、1月使用分の電気料金から支援対象となります。

Q 14. テナントについて、支援対象期間中に閉店しました。（特別高圧を受電する施設から退去はしていない）支援対象となるのでしょうか？

A 15. 閉店している店舗等についても、対象となる期間に電気の使用及び費用負担がある場合には、該当の電気使用量について支援対象となります。

Q 16. テナントが入居する施設ですが、管理者が電気料金を負担している場合は給付対象になりますか？

A 16. ご認識のとおりです。施設全体の電気使用量からテナント専有面積等を除いた部分を共用部分とし、施設が負担している場合、管理者も給付対象になります。

Q 17. テナントが入居する施設ですが、共用部分などの特別高圧電力料金を区分所有者で按分して負担している場合、申請主体はどうなりますか？

A 17. 施設として特別高圧電力契約を行っている代表者の企業から申請を行ってください。算定にあたっては、施設全体の電気使用量からテナント使用分の電力使用量を差し引き、共用部分の電気使用量を算出してください。

Q 18. テナントが入居する施設ですが、テナント毎の小メーターがないため、テナント分も含めて支援金を申請しました。県からの支援金を活用して施設内や組合員の中小企業者に対し行う負担軽減の方法について、指定はありますか。

A 18. 負担軽減の方法に指定はありません。施設内の中小企業者の電気料金相当額について、交付される支援金を活用し、可能な方法で適切に負担軽減を図ってください。

## 5. 支援金の申請について（工業用LPガス）

Q 1. 工業用LPガスとは、どのようなものを指しますか。

A 1. 今回の支援金における工業用のガスの契約とは、次のとおりです。

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の適用を受ける液化石油ガス（LPガス）の契約

事業者において、下記に掲げる用途でLPガスを使用する場合、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の対象となるため、本事業の対象外となります。

- ・ 暖房もしくは冷房 ※人のためのものに限る
- ・ 飲食物の調理 ※調理した飲食物を飲食させる場合及び直接一般消費者に販売する目的をもって調理する製造、小売の場合
- ・ 湯沸かし ※旅館業、クリーニング業(コインランドリー含む)、理容業、美容業、浴場業、医療保険業

<参照>

経済産業省（20190308保局第5号）「「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」

Q 2. 工業用LPガスを使っていますが、ガスメーターで毎月の使用量を計測し、その使用量（単位：m<sup>3</sup>）に応じて料金を支払っている分と、購入量（単位：kg）に応じて料金を支払っている分とがあります。この場合、工業用LPガスの購入量はどのように計算すればよいですか。

A 2. 工業用LPガスについて、購入量（単位：kg）に応じて料金を支払っている場合は、購入量を m<sup>3</sup> に換算（1 m<sup>3</sup>＝2 kg）として計算してください。

Q 3. 工業用LPガスの契約について、県外の事業所における工業用LPガスの使用分（購入分）は対象となりますか。

A 3. 対象となりません。

Q 4. 令和7年3月15日まで工業用LPガス契約をしていたが、3月16日から契約を解除した。この場合、令和7年1月～3月15日までの工業用LPガスの使用分は支援対象になるのか？

A 4. 対象となります。

## (別表) 業種に係る対応表

第 1 3 回改定 (平成 2 6 年 4 月 1 日施行)

| 中小企業基本法上の類型 | 日本標準産業分類上の分類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 卸売業         | 大分類I(卸売業、小売業)のうち<br>中分類50(各種商品卸売業)<br>中分類51(繊維・衣服等卸売業)<br>中分類52(飲食料品卸売業)<br>中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)<br>中分類54(機械器具卸売業)<br>中分類55(その他の卸売業)                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 小売業         | 大分類I(卸売業、小売業)のうち<br>中分類56(各種商品小売業)<br>中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業)<br>中分類58(飲食料品小売業)<br>中分類59(機械器具小売業)<br>中分類60(その他の小売業)<br>中分類61(無店舗小売業)<br>大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち<br>中分類76(飲食店)<br>中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)                                                                                                                                                                                         |
| サービス業       | 大分類G(情報通信業)のうち<br>中分類38(放送業)<br>中分類39(情報サービス業)<br>小分類411(映像情報制作・配給業)<br>小分類412(音声情報制作業)<br>小分類415(広告制作業)<br>小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)<br>大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち<br>小分類693(駐車場業)<br>中分類70(物品賃貸業)<br>大分類L(学術研究、専門・技術サービス業)<br>大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち<br>中分類75(宿泊業)<br>大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ※ただし、小分類791(旅行業)は除く<br>大分類O(教育、学習支援業)<br>大分類P(医療、福祉)<br>大分類Q(複合サービス事業)<br>大分類R(サービス業<他に分類されないもの>) |
| 製造業その他      | 上記以外の全て                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |